

第35回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 長谷川良光は、令和5年4月25日、午後3時00分、農業委員を足利市役所に召集し、第35回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
		2	桐生さとみ	3	石橋孝雄
4	藤生正浩	5	清水 茂	6	岡村奏一
7	本島一喜	8	柏瀬正雄	9	三田照子
10	星野雅彦	11	森山正和	12	河内義昭
13	長谷川良光	14	赤坂安一	15	遠藤茂太

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松崎茂夫、青木芳光、長竹武男、鴫田忠夫、岩本仙太郎、本嶋ミチ子、嶋田重雄、関口孝雄、入江泰三、湯澤 有、齋藤 幹、沖山匡弘、岡田哲也、山根常夫、平塚和弘、石川弘幸、小林重雄、田島哲夫

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 安西 健、次長 河内 厚、主幹 原島一晃、主査 齋藤秀樹、主任 大賀 俊

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は14名であります。</p> <p>欠席委員は1番 小山委員であります。</p> <p>推進委員の出席は18名であります。</p> <p>なお、推進委員の皆さんは農業委員会等に関する法律第29条により担当地区の農地等の最適化の推進について意見を述べるすることができます。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号から議案第4号までについて</p> <p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について</p>
----	---

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

以上であります。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員14名で定足数に達しておりますので、これより第35回足利市農業委員会総会を開会いたします。

【午後3時15分 開会】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

7番 本島委員、8番 柏瀬委員を指名いたします。ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主幹 議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、総括表に基づきましてご報告いたします。

農地法第4条の届出は、件数が1件、筆数が1筆、面積が460㎡です。

農地法第5条の届出は、件数が14件、筆数が27筆、面積が11,079.85㎡です。

合計いたしまして、件数が15件、筆数が28筆、面積が11,539.85㎡です。

詳細につきましては、第4条の届出を2ページに、第5条の届出を3ページから7ページまでに掲載しております。

以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の8ページをお開きください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、申請地は県町にある田、500㎡、契約及び権利の内容は、売買によ

る所有権の移転です。譲受理由は、現在耕作しており、所有地と一体利用するため取得したい、というものです。譲渡理由は、非農家であり、耕作が難しいため手放したい、というものです。

議案書の29ページをお開きください。本件の調査書でございます。本年4月1日付け、改正農地法の施行により、農地法第3条許可の要件の1つであった、いわゆる下限面積要件が廃止となったため、今回から、調査書の項目を削除しております。

なお本件は、譲受人の現在の耕作面積が3,403㎡であり、今回の申請地を取得した場合、あわせて3,903㎡の耕作面積となります。従来 of 基準では下限面積要件を満たさないため許可できないものでありましたが、要件が廃止されましたので、耕作面積は許可・不許可の判断には影響ございません。他の許可要件であります、全部効率利用要件、常時従事要件等は満たされているものと判断します。

現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書の8ページにお戻りください。

2番、申請地は高松町にある畑、707㎡、権利の内容は、地役権の設定です。譲受理由は、隣接する要役地の眺望を確保するためです。地役権設定のため、譲渡理由はございません。

ここで、地役権について簡単にご説明します。地役権は民法第280条に定められている権利で、自己の土地の便益を確保するために、他人の土地の利用を制限できるものでございます。よくある事例としては、奥にある土地への出入りのため、他人の土地を通行する場合や、高圧線の下に高層建築物を立てられないよう、電力会社が権利を設定する場合などがあります。

本申請の地役権は、隣接する土地からの眺望を確保するための権利設定であり、眺望地役権あるいは、観望地役権と呼ばれるものです。制限する内容の詳細が契約書に記載されておりますので、議案書の33ページをお開きください。

契約書の第2条をご覧ください。本申請で設定する地役権の目的です。①から⑥までに記載のとおり、太陽光パネル等工作物の設置、建物、倉庫等の建築、資材置場としての利用、車庫、駐車場としての利用、送電、通信に関する工作物の設置、その他眺望の確保に支障を与える一切の行為、以上を制限するものとなっております。

続いて議案書の31ページをお開きください。本件の調査書でございます。本件は、農地を耕作するための申請ではございませんので、31ページ右上に記載のとおり、地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利の設定として、農地法第3条第2項ただし書きに該当し、同項各号の許可要件はすべて、適用がございません。ただし、平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知であります、「農地法関係事務に係る処理基準について」では、農地法第3条第2項ただし書きの許可基準として、2つの基準が示されています。1つ目

は、当該農地及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと。2つ目は、権利の設定又は移転に係る目的に供する行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていることでございます。

本件は、地役権設定の内容が、建築物や工作物等の建築、資材置場等農地以外への転用を制限する内容に限定されており、農地の耕作に影響を及ぼす内容が含まれていないことから、1点目の、当該農地及び周辺農地への営農上の支障はないものと認められます。また、本件の申請地は農地として耕作するための利用権が設定され、今回の譲渡人、譲受人とは別の第三者が耕作しておりますが、地役権設定について当該耕作者の同意書を添付しておりますので、2点目の、権利設定の妨げとなる権利を有する者の同意についても問題ございません。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、3条許可申請2件です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

5番 清水委員

5番

5番 清水です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の29ページをご覧下さい。

調査年月日は令和5年4月14日、金曜日、午前10時から、調査班は遠藤運営委員長を班長といたしまして、岡村委員、森山委員、赤坂委員、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地1筆の確認を行ったものであります。譲受人の自作地、1筆については調査時に併せて確認し、適正に耕作がなされていることを確認いたしました。

また、耕作状況などからも、周辺農地への農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、地区推進委員から意見等ございますか。

山根推進委員

ありません。

平塚推進委員

ありません。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第1号 1番はそのように決定いたしました。
続いて2番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

6番 岡村委員

6番

6番 岡村です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の31ページをご覧ください。

調査年月日、調査班は、1番と同じです。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、地役権の設定を行うための3条許可申請に伴い、申請地1筆の確認を行ったものであります。

事務局からの説明がありました、農地法第3条第2項ただし書きの許可基準につきましては、地役権設定の内容において当該農地および周辺農地への営農上の支障はないものと認められ、当該農地は別の耕作者が耕作をしております、耕作者からの同意を得ています。

よって、農地法第3条第2項ただし書きについては許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、地区推進委員から意見等ございますか。

平塚推進委員。

平塚推進委員

この件については問題ないと思いますが、現地調査にあたって、事前に申請者にいつ調査に伺いますという通知は出しているのですか。

主幹

申請地の確認につきましてはほかの案件も同じですが、事務局で事前調査を行いますし、調査会でも10人くらいで確認に行きますが、申請者への改めでの連絡は行っておりませんので、ご承知いただければと思います。

実情調査を行う場合は、直接または代理人に日時等の連絡をしております。

議長

本島委員。

7番

7番 本島です。

第3者的に、利用権の設定があるということですが、このまま継続して利用権を設定できるのですか。何年間の設定を結んでいるのですか。

主幹

利用権の設定につきましては、今回の地役権とは直接影響はございませんので、これまで通り耕作者の方が借り受けて耕作を継続することが可能です。

現在の貸し借りは令和6年12月までで、6年間の賃借権の設定で耕作期間中でございます。今後も手続きを経て、耕作可能とお話しいただければと思います。

議長

平塚委員が言っていましたことも一理ありますが、事務が煩雑になります

ので、受付の段階で現地調査に行く可能性はありますと代理人に伝えてあるということなので、ご理解いただければと思います。

そのほかございますか。

10番 11番 星野です。

主幹 隣の地番も一緒に地役権を設定したいということも可能なのでしょうか。

32ページの公図の写しをご覧くださいますと、申請地の東北側になると思いますが、当該地に隣接しておりますし、眺望という対象にはなると思いますが、農地であれば同じように3条許可申請を受けたうえで、眺望地役権の設定が可能であるはずだと思われま。

議長 いずれにしても、地主の同意がないとだめだということと耕作者の同意もなければならぬということで、ハードルは高いかもしれませんが、同じような相談がありましたら、このような方法もありますということになると思います。

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号 2番はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主任 議案書の9ページをお開きください。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。

4月の申請件数は1件でございます。調査書をもとにご説明いたします。

調査書につきましては、議案にとじもれておりましたので、本日追加資料としてお配りさせていただいております。別刷りの資料をご確認ください。大変失礼いたしました。

1番 申請地は名草下町内の田、2筆計378㎡です。施設の概要は、一般住宅1棟となっております。

調査書をご確認ください。各項目とも適正なものと判断しています。

現地の様子は御覧のとおりとなっております。

以上、4条許可申請1件です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号はそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主任

議案書の10ページをお開きください。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

4月の申請件数は10件で、資材置場が1件、太陽光発電設備が4件、一般住宅が5件となっております。議案書後半の個別の調査書を見ながらご説明いたします。

1番、申請地は利保町地内の畑、合計1,076㎡となっております。施設の概要は資材置場で申請事由は記載のとおりです。契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の34ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しています。現地の様子は御覧のとおりです。

10ページにお戻りください。

2番、申請地は月谷町地内の畑780㎡です。施設の概要は太陽光発電設備で太陽光発電パネル132枚を設置するものです。申請事由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転売買、農地区分は第2種農地となっております。

議案書の37ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しています。現地の様子は御覧のとおりです。

11ページにお戻りください。

3番、申請地は名草中町内の田304㎡ほか5筆、計1,508㎡です。施設の概要は太陽光発電設備で、隣接する山林1筆と一体利用の上、太陽光発電パネル252枚を設置しようとするものです。申請事由は記載のとおりで、契約内容は地上権の設定、農地区分は第2種農地となっております。

議案書の40ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しています。なお、位置図・公図は44ページ、土地利用計画図は45ページに載せております。ページの順番が前後し申し訳ありません。

現地の様子は御覧のとおりです。

11ページにお戻りください。

4番、申請地は名草中町地内の畑419㎡ほか1筆、計1,086㎡です。施設の概要は太陽光発電設備で、隣接する雑種地1筆と一体利用の上、太陽光発電パネル190枚を設置しようとするものです。申請事由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転売買、農地区分は第2種農地となっております。

議案書の43ページをお開きください。

各項目とも適正なものと判断しております。位置図、公図は41ページ、土地利用計画図は42ページに載せております。

こちらページが前後してしまい申し訳ありません。

現地の様子は御覧のとおりです。

12ページをお開きください。

5番、葉鹿町地内の田73㎡、他3筆、計297㎡です。施設の概要は一般住宅1棟です。申請事由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第3種農地となっております。

議案書の46ページをお開きください。

各項目とも適正なものと判断しております。現地の様子は御覧のとおりです。

12ページをお開きください。

6番、堀込町地内の田287㎡です。施設の概要は一般住宅1棟です。申請事由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地となっております。

議案書の48ページをお開きください。

各項目とも適正なものと判断しております。現地の様子は御覧のとおりです。

12ページにお戻りください。

7番、里矢場町地内の田200㎡ほか1筆、計394㎡です。施設の概要は一般住宅1棟です。申請事由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地となっております。

議案書の50ページをお開きください。

各項目とも適正なものと判断しております。

なお、本案件と次の8番の案件に関連してとなりますが、過去に今回の申請の譲渡人を申請人とし、一般住宅を目的とした農地法第4条許可の申請が出ておりましたが、転用行為がなされずに本日に至り、今回の許可申請の運びとなっております。

そのため、今回の申請に合わせて、過去の農地法第4条許可申請の事業計画変更申請が出されておりますので、本申請の許可に合わせて、計画変更も同時に承認したいと考えております。

現地の様子は御覧のとおりです。

12ページにお戻りください。

8番、里矢場町地内の田、304㎡です。施設の概要は一般住宅1棟です。申請事由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地となっております。

議案書の52ページをお開きください。

各項目とも適正なものと判断しております。現地の様子は御覧のとおりです。

13ページをお開きください。

9番、県町地内の田、1,003㎡です。施設の概要は太陽光発電設備です。申請事由は記載のとおりで、契約内容は賃借権の設定、農地区分は第2種農地となっております。

議案書の54ページをお開きください。
各項目とも適正なものと判断しております。
現地の様子は御覧のとおりです。

13ページにお戻りください。

10番、羽刈町地内の畑、307㎡です。施設の概要は一般住宅です。申請事由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地となっております。

議案書の57ページをお開きください。

各項目とも適正なものと判断しております。現地の様子は御覧のとおりです。

以上、5条許可申請10件です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 本件は一括審議といたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号はそのように決定いたしました。

続いて議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の14ページをお開きください。

議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

15ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定及び移転の総括表です。

貸借権設定について、件数が12件、面積が15,017㎡です。所有権移転については、件数が4件、面積が6,143.38㎡です。

詳細につきましては、貸借権設定を16ページから18ページまでに、所有権移転を19ページ、20ページまでに掲載しております。

16ページをお開きください。貸借権設定の1番について、新規就農の案件ですのでご説明いたします。議案書の59ページをご覧ください。

4月14日に開催された運営委員会の資料でございます。ページの左側からご覧ください。申請人は助戸1丁目在住の個人で、申請地を借り受け、入籍予定のパートナーと米づくりを行うというものです。

申請地は名草下町にある田、計4筆、公簿面積は2,469㎡、作付面積2,393㎡となります。契約期間は3年間です。

59ページの右側からかけて営農計画書、60ページ左側に農機具の利用状況、ページ右側に家族状況・農業経験の有無、61ページに利用権設定申出書、62ページに位置図、63ページに現地写真を掲載しておりますので、ご

確認をいただきたいと思います。

続きまして、貸借権設定2番も、新規就農に係る案件ですのでご説明いたします。議案書本体の16ページにお戻りください。

申請人は、名草中町在住の個人で申請地を借り受け、和綿の栽培を行うというものです。

申請地は名草下町にある畑、1筆、912㎡です。

議案書64ページをご覧ください。ページ右側に営農計画書、65ページ左側に農機具の利用状況、右側に家族状況・農業経験の有無、66ページに利用権設定申出書、67ページに位置図、68ページに現地写真を掲載しておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

議案の説明は以上でございます。審議の後、承認をいただきましたら、4月28日付けで公告の手続きを行います。よろしくお願いたします。

議長

本件は先に貸借権設定の1番及び2番を上程いたします。

本件は運営委員会で調査しておりますので、報告を求めます。

15番 遠藤運営委員長。

15番

15番 運営委員長の遠藤です。

2名の新規就農について、運営委員会の実情調査の結果を報告いたします。今回は、申請人からの農地の利用権設定の承認の申出に伴い、別添の申請資料にもとづきまして、申請人出席のもと、実情調査を行いました。

調査年月日は、令和5年4月14日、金曜日、午後1時30分から、運営委員5名で調査を行いました。

申請内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

一人目の申請人は助戸1丁目在住で、現在、借宿町地内の畑を相対で借りて野菜を栽培しています。

祖父が農家で米・野菜作りに携わったことがあり、去年は米作りも体験しました。

地元名草地区の農家の方から農機具や農作業等の協力を得られることになり、本格的に米作りを行いたいとのことでした。

北郷農産物加工所を友人と引き継いでおり、そこで大豆から味噌を作ることや、麴を作りパン屋に販売することを計画しています。

農業利用最適化推進委員や農協指導員の方々から農業経営についての指導を受けています。

今後、「名草地区の高齢農家の支援ができるようになりたい」という言葉もあり、申請人に営農への意欲があることを確認いたしました。

二人目の申請人は、名草中町在住で染織を業とし、素材である綿を自ら育てて衣類や布製品を作りたく、和綿の栽培用農地を借りたいとのことでした。

数年前に県外から移住し、小規模で和綿の栽培や家庭菜園のほかに、地元名草地区で野菜や米の栽培の手伝いをしてきました。

種蒔きから収穫まで手作業で行うことが、製品に付加価値をつけることになると考えています。

和綿の栽培については、他市町の栽培農家に指導を頂き、地元名草地区の農家の方からは農機具や農作業等の協力を得られることになり、本格的に和綿作りを行いたいとのことでした。

製品製作作業の一部を体験してもらうことなども計画しており、移住してきた申請者を温かく受け入れてくれた地元の活性化に寄与したいという言葉もあり、申請人に営農への意欲があることを確認いたしました。

結果として、運営委員会といたしまして、申請人2名の新規就農および利用権設定を承認したいと考えています。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第4号 1番及び2番はそのように決定いたしました。

続いて、貸借権設定の3番から12番並びに所有権移転を上程いたします。本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、貸借権設定の3番から12番並びに所有権移転はそのように決定いたしました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第35回足利市農業委員会総会を閉会いたします。

【午後4時6分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年5月25日

足利市農業委員会

7番委員

8番委員